

募 集

「のと就職フェア」参加企業募集!

- ◆日 時 12月26日(月)
13時30分～16時30分
- ◆場 所 七尾サンライフプラザ
中ホール(七尾市本府中町ヲ38)
- ◆対象企業 能登地域(宝達志水町
以北)に事業所を有する企業
- ◆申込期限 11月11日まで(先着25社)
- ☎石川県商工労働部産業立地課
☎076-225-1517 FAX076-225-1518

目指せ、正社員! 就職活動実践講座

《自己分析・自己PR》

- ◆内 容 自己分析の重要性・具体的方法・魅力的な自己PR作成の秘訣を教えます。
- ◆日 時 11月17日(木) 13時～15時
- ◆場 所 ハローワーク羽咋
2階会議室
- ◆対 象 35歳未満の求職者

《面接マナー・面接対策》

- ◆内 容 面接用の自分を演出する方法、定番質問のツボ、面接で困る質問への対応を教えます。
- ◆日 時 11月18日(金) 13時～15時
- ◆場 所 ハローワーク羽咋
2階会議室
- ◆対 象 35歳未満の求職者
- ☎ジョブカフェ石川
☎076-235-4513 FAX076-235-4523
能登サテライト
☎0767-53-7070 FAX0767-53-7022

催し物

てんと市

- ◆日 時 11月22日(火)
8時30分～11時30分
- ◆場 所 道の駅「旬菜館」前
※みなさんのお越しをお待ちしています。
- ☎農林水産課 ☎32-9221

ジュニアモダンバレエ教室 2011・ミニ発表会

- ◆日 時 11月19日(出) 16時～
- ◆場 所 志賀町文化ホール
小ホール
- ◆主 催 志賀町ジュニアモダン
バレエ教室
- ☎モダンバレエ講師・ダンサー
田中千絵 ☎090-4684-7345



古着のリフォーム教室

「ワンタッチ口の小物入れ」

- ◆内 容 古着を使って小物を作り、ごみを出不さない工夫と布の有効利用を図る。
- ◆日 時 11月12日(土) 9時～
- ◆場 所 リサイクルセンター
- ◆定 員 15人
- ◆参加費 700円
- ◆持ち物 古着の布1枚、裁縫道具
- ◆講 師 原田洋子
- ◆申込期間 11月4日(金)～11日(金)
- ◆申込先 クリンクルはくい
☎☎27-1153 FAX27-1154

花のミュージアムフローリィ

- ☆11月5日(出)から館内はクリスマスの装いになります。
- ☆弦楽四重奏コンサート
クリスマスに彩られた館内に響く弦楽器の音色をお楽しみ下さい。
- ◆日 時 11月20日(日)
13時～、15時～
- ◆出 演 アンサンブル・シェア
リング・アンブレラ弦楽四重奏団
桐朋アカデミーオーケストラ(桐朋
学園大学院大学 富山県富山市)所
属の生徒による演奏です。

☆プリザーブドフラワーの クリスマスリース作り

- クリスマスにピッタリのリースを作ります。
- ◆日 時 11月23日(祝・水)
14時～
- ◆参加費 3,000円
- ◆講 師 フローリストスタッフ
- ◆募集締切 11月9日(水)

☆リトルピアニスト発表会

- 志賀町の酒谷ピアノ教室に通う子どもたちによるピアノ発表会です。
- ◆日 時 11月26日(出)
10時30分～、13時30分～

☆クリスマスアレンジメント

- ◆日 時 11月27日(日) 13時30分～
- ◆参加費 2,000円
- ◆講 師 隈部 広美
- ◆募集締切 11月25日(金)

☆グラスハーブコンサート

- 水の入ったワイングラスが奏でる、癒しの音楽をお楽しみ下さい。
- ◆日 時 11月27日(日) 14時～
- ◆出 演 グラスハーブアンサンブル「ふあるぺ」
- ☎花のミュージアム フローリィ
☎32-8787

善意の花

志賀町社会福祉協議会から 寄付のお知らせ

- ◆二所宮の三原久太郎様から、亡母の供養として社会福祉向上に50,000円
- ◆軍恩連盟石川県協議会富来支部様から、支部解散に伴う残金を社会福祉向上に68,816円





情報パーク

Town Information

納税のお知らせ

- ・国民健康保険税第5期
 - ・後期高齢者保険料第8期
 - ・介護保険料第5期
- 納期限は11月30日(水)です。

相談

ひとり親家庭相談

自立支援員が相談に応じています。くらしのこと、子どものこと、貸付金のこと、就職のことなど、どんなことでもお気軽に相談ください。

- ◆日時 11月24日(木)
- 10時～15時

※毎月第4木曜日

- ◆場所 役場本庁舎 相談室
- ☎子育て支援課 ☎32-9122

障害者福祉総合相談

- ◆日時 11月9日(水)
- 13時30分～15時30分
- ◆場所 役場本庁舎 11会議室
- ☎健康福祉課 ☎32-9131

無料年金相談

年金保険料の免除・年金の受給手続き・年金の各種手続きについての相談に応じます。

- ◆日時 11月22日(火)
- 10時～正午(午前の部)
- 13時～16時(午後の部)
- ◆場所 富来支所
- ☎住民課 ☎32-9121

総合相談(無料)

総合相談所を町内2カ所で開設します。どちらの地域でも相談できます。お気軽にお越しください。※秘密は厳守します。

- ◆相談員 行政相談委員、人権擁護委員、民生・児童委員、司法書士、法務局の方々が相談に応じます。

<志賀地域>

- ◆とき 11月11日(金) 10時～15時
- ◆ところ 志賀町文化ホール2階
- ☎志賀町社会福祉協議会志賀支所 ☎32-1363

<富来地域>

- ◆とき 11月10日(木) 10時～15時
- ◆ところ 富来行政センター2階 201会議室
- ☎志賀町社会福祉協議会 ☎42-2545

ハローワーク相談

- ◆日時 11月16日(水)
- 14時～15時30分
- ◆場所 富来活性化センター
- ☎商工観光課 ☎32-9341

七尾法律相談センター

- ◆日時 11月10日(木)・17日(木)
- 24日(木)
- 13時30分～16時
- ◆場所 七尾駅前パトリア 5階「フォーラム七尾」
- ◆相談料 30分以内 5,000円
- ※ただし、次のいずれかの場合には相談無料です。
- ・クレサラ相談
- ・負担が困難な人で法律援助資力基準に該当する人
- ※相談希望者は相談日前日の17時までに金沢弁護士会(☎076-221-0242)へ電話予約してください(先着5人)



お知らせ

聴覚障害者の皆さんへ

手話通訳者の設置日のお知らせ

みなさんのご相談、行政手続きなどに対応しますので、どうぞお気軽に利用してください。設置日時は次のとおりです。

◆健康福祉課窓口

- ※11月1日(火)・8日(火)・10日(木)
- 15日(火)・22日(火)
- 10時～正午

- ※11月17日(木)・24日(木) 14時～16時

◆富来支所総合窓口

- ※11月2日(水)・16日(水) 14時～16時
- ☎健康福祉課 ☎32-9131

町長談話室の日程

- ◆日時 11月2日(水)
- 13時30分～15時30分
- ◆場所 役場本庁舎 1階
- ※開始時刻および終了時刻は都合により変更になる場合がありますので、事前にご確認ください。
- ☎総務課 ☎32-9311

今月の窓口延長業務

住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明などの発行業務

- 11月5日(土)・12日(土)
- 19日(土)・26日(土)

9時～12時30分

(注意)窓口延長業務は本庁舎の住民課窓口での取り扱いとなります。諸証明発行業務で一部取り扱いできない業務もあります。事前に電話などで確認の上、窓口にお越しください。

- ☎住民課 ☎32-9121



国民年金保険料の納付が困難なときは 国民年金保険料免除制度の申請手続きを！

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人の申請手続きによって、保険料の納付が「免除」、「一部納付（一部免除）」または「猶予」される制度があります。

免除制度は次の3種類です。申請窓口は、住民課（国保年金担当窓口）です。

① 免除（全額免除・一部納付）申請

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額免除または半額納付などの一部納付となります。

なお、一部納付（一部免除）については、一部納付保険料を納付しないと未納期間となってしまいます。

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例申請

学生の人で本人の所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

世帯構成別の所得（収入）の「めやす」

【単位：万円】

| 世帯構成 | 全額免除 | 一部納付 | | |
|---------------|-----------|-------------------------------------|------------|-------------------------------------|
| | | $\frac{1}{4}$ 納付（ $\frac{3}{4}$ 免除） | 半額納付（半額免除） | $\frac{3}{4}$ 納付（ $\frac{1}{4}$ 免除） |
| 4人世帯（夫婦、子供2人） | 162 (257) | 230 (354) | 282 (420) | 335 (486) |
| 2人世帯（夫婦のみ） | 92 (157) | 142 (229) | 195 (304) | 247 (376) |
| 単身世帯 | 57 (122) | 93 (158) | 141 (227) | 189 (296) |

※上記の「めやす」は、次の条件によるものです。

- （ ）内の収入の「めやす」は、収入のすべてが給与所得であった場合を仮定して計算しています。
- 一部納付の「めやす」は、社会保険料（国民年金、国民健康保険および介護保険）について、一定の金額を納付していると仮定して計算しています。
- 「4人世帯」および「2人世帯」の夫婦は、夫または妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合
- 「4人世帯」の子供は16歳未満の場合

こんなに違う！納付・全額免除・一部納付等と未納

| | | 納付 | 全額免除 | 一部納付（一部免除） | 若年者納付猶予 学生納付特例 | 未納 |
|------------------------------|--------|-------------|--------------|--------------|-------------------|--------------|
| 障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間) | | ○ 入ります | ○ 入ります | ○ 入ります(※) | ○ 入ります | × 入りません |
| | 受給資格期間 | ○ 入ります | ○ 入ります | ○ 入ります(※) | ○ 入ります | × 入りません |
| 老齢基礎年金 | 年金額の計算 | ○ 算入されます | ○ 2分の1(注) | ○ 一部(※) | × 算入されません | × 算入されません |

免除などを受けている期間は、10年まで遡って追納することが可能ですが、未納の場合は2年を超えると時効により納付することができなくなります。

※一部納付については、一部納付保険料を納付していることが必要です。

注 平成21年3月分までは、3分の1が年金額の計算に参入されます。

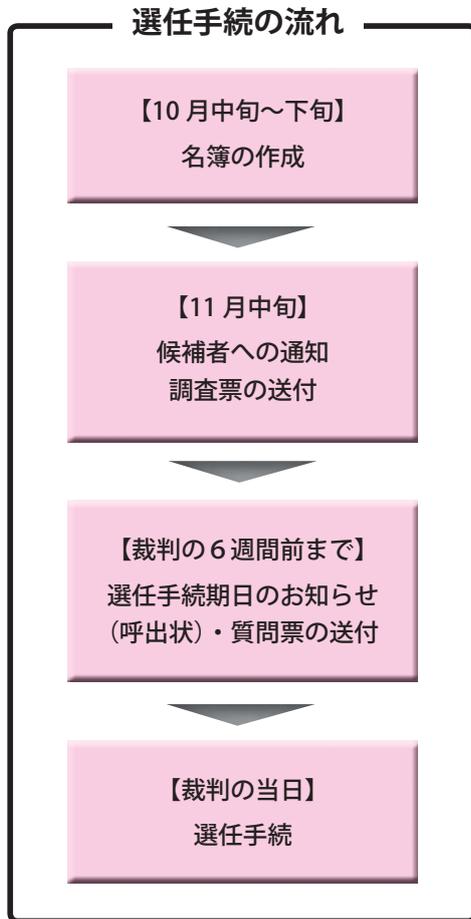
ご要望により、2年目からは免除申請・納付猶予申請が不要となります

※詳しい内容については、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 志賀町住民課 ☎ 32-9121

裁判員制度 ~まもなく名簿記載通知を発送します!

裁判員制度は、国民の皆さまの積極的な参加により、円滑に実施されています。引き続きご理解とご協力をお願いします。



☆ 裁判員候補者名簿記載通知について

平成 24 年の裁判員候補者名簿に登録された人には、本年 11 月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年 2 月ころから平成 25 年 2 月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

☆ 調査票について

裁判員候補者名簿に登録された人には、名簿記載通知のほか、調査票をお送りします。

この調査票は、調査票の回答の内容により、1 年を通じて明らかに辞退が認められる場合などには裁判所にお越しいただくことのないようするため送るものです。

【辞退の申し出ができる時期について】

辞退の申し出ができる時期や期間などは、特に定めていません。



【お問い合わせ先】金沢地方裁判所 ☎ 076-262-4650

- ① × 地震が起きた後の家は、いつ倒壊するか分からない状況です。また、地震直後は、次の余震が起こる可能性があるため完全に地震がおさまって家の安全が確認できてからにしましょう。
- ② × まず、近くの空き地、公園、そして学校など自分が、今現在いる場所から一番近く広くて安全な場所に避難する。
- ③ × 車での避難は緊急車両の妨害にもなり、災害救助活動の遅延につながります。徒歩で避難しましょう。
- ④ × 冷静な行動をとるには、正確な情報を知ることが大切です。デマに惑わされることなく、ラジオやテレビから正確な情報をつかみましょう。
- ⑤ ○ 実際に避難生活が始まっても、すぐに給水活動や食料の配給ができるとは限りません。
- ⑥ × 阪神・淡路大震災で亡くなった人の 8 割以上は、家屋の倒壊、家具の倒壊による圧死・窒息死が原因です。
- ⑦ ○ 世界には地震による被害をほとんど受けたことがない国もたくさんあります。しかし、世界中で起こる地震の約 23%（5 回に 1 回）が日本で起きています。
- ⑧ × 丈夫な机やテーブルの下に隠れてテーブルの脚をちゃんとつかんで、揺れがおさまるまでじっとしていきましょう。
- ⑨ × 177 は天気予報です。「災害用伝言ダイヤル」は 171 です。171 にかけて、メッセージが流れるのでそれにしたがって録音したり、録音を聞いたりしてください。番号は「忘れていない(171)」と覚えておきましょう。
- ⑩ ○ 日本はこれまでにたくさん津波で大きな被害にあってきました。それで日本の津波は世界的に有名になり、「TSUNAMI = ツナミ」という言葉が世界で通じるほどです。